

天草

お知らせ版

市政だより

日本の宝島
「天草」の創造を
目指して！

平成23年

3.15

No.119

編集・発行／熊本県天草市役所
総務部秘書課広報広聴係
〒863-8631 天草市東浜町8番1号
TEL 0969-23-1111内線1208
FAX 0969-22-7016
ホームページアドレス
<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

問い合わせ先

本 庁

天草市役所・市庁舎別館 ☎ 231111

支 所

牛 深 ☎ 732111

有 明 ☎ 531111・御所浦 ☎ 672111

倉 岳 ☎ 643111・栖 本 ☎ 663111

新 和 ☎ 462111・五 和 ☎ 321111

天 草 ☎ 421111・河 浦 ☎ 761111

瀬戸歩道橋を通行止め

定期点検と歩道橋管理棟改修工事のため、瀬戸歩道橋を通行止めします。なお、天草瀬戸大橋の歩道を通行される際は、急な坂となっている部分がありますので、十分ご注意ください。

■期間＝3月21日(月)～同30日(水)

※点検と工事が済みしだい通行止めを解除します。



【問い合わせ先】

本庁(別館)・道路整備課道路維持係
(内線2612)

年度末・年度始めの窓口業務を延長します

市役所本庁・市民課などでは、転出・転入の多い3月末から4月始めにかけて、窓口業務を1時間延長します。なお、手続きに必要な書類などについては、事前に確認(下記参照)をお願いします。

■延長期間＝3月28日(月)～4月6日(水)(土・日曜日を除く)

■延長時間＝午後6時15分まで

■該当部署＝市民課・保険年金課・納税課・市民税課・固定資産税課・社会福祉課・子育て支援課・高齢者支援課。

※水道課では、引っ越しに伴う水道の閉栓や検針などを3月19日(土)・20日(日)・21日(月)・26日(土)・27日(日)・4月2日(土)・3日(日)も受け付けます(時間は午前8時30分から午後5時15分まで)。

◆引っ越しの手続きに必要なもの

市外へ引っ越し場合

- 印鑑 印鑑登録証(印鑑登録をしている人) 国民健康保険被保険者証(同保険に加入している人) 後期高齢者医療被保険者証(同医療に加入している人) 介護保険被保険者証(同保険者証の交付を受けている人) 乳幼児医療費受給者証(同受給者証の交付を受けている人) 児童手当(児童手当を受給している人)
- 身分証明書(官公署発行の顔写真付きの身分証明書〔※運転免許証・パスポートなど〕)

※手続きが済んだ後に転出証明書をお渡します。なお、転入届は、転出先の市区町村に転入した日から14日以内に、転出証明書を添えて手続きをしてください。

市内で引っ越しした場合

- 印鑑 国民健康保険被保険者証(同保険に加入している人)
- 後期高齢者医療被保険者証(同医療に加入している人) 介護保険被保険者証(同保険者証の交付を受けている人) 乳幼児医療費受給者証(同受給者証の交付を受けている人) 身分証明書(官公署発行の顔写真付きの身分証明書〔※運転免許証・パスポートなど〕)

※転居した日から14日以内に手続きをしてください。

【問い合わせ先】本庁・市民課窓口係(内線1105)

ごみ収集日を変更します

3月21日(月)(春分の日)のごみ収集日を変更します。

	対象地区	変更後
本	燃やせるごみ	
	月曜日に収集予定の地区	3月22日(火)
	燃やせないごみ	
渡	古川、下町、宮地岳町全域	3月22日(火)
	資源物	
牛深	志柿町(塚田、焼野、瀬戸上、瀬戸中央、知ヶ崎、加志、仲の浦)、瀬戸町、下浦町全域	3月19日(土)
	燃やせるごみ	
五和	月曜日に収集予定の地区	3月22日(火)
	燃やせるごみ	
	東地区(御領、鬼池)	3月22日(火)

※その他の地区は、「家庭ごみの出し方カレンダー」をご確認ください。

【問い合わせ先】本庁・環境課廃棄物対策係(内線1272)